

○議長（前原英石） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

田村 馨議員。

○4番（田村 馨） おはようございます。4番田村馨でございます。

まず私から、質問に入る前に、今回村役場内で発生した2度目のパワハラ事案について一言申し上げます。

2年前にこの役場で発生したパワハラ事案について、まだ記憶されておられる方も多いかと思います。あれから2年がたち、またもやパワハラ事案が再発するという、決してあってはいけないことが起こってしまいました。

村当局におかれましては、徹底した再発防止対策を行っていただき、もうこれ以上同じことが繰り返されることのないようお願いいたします。

また、行政をチェックする役割がある我々議会において、今後の対応を改めて考えていかななくてはいけないのではないかと痛感しております。

二度と今回のような不祥事が起こらないよう、皆さんで力を合わせていこうではありませんか。

私から、以上のことを訴えさせていただきます。質問に入らせていただきます。

まず最初の質問は、地域おこし協力隊と地域の活性化並びに地域に定住された協力隊員への支援拡充についてお尋ねします。

近年、都市部で在住する若者で、農林水産業の振興や住民の生活支援などに携わる地域おこし協力隊の隊員となる方が増えています。

現在舟橋村にも、全国で3例目となる地域おこし協力隊D A Oの取組として、ウェブエンジニアである「にしけん」さん、これは通称でございますが、着任され、サンフラワープロジェクトやシティプロモーションの推進などに取り組む活動を行うというのは、皆さんもご承知かと思います。

さて、この地域おこし協力隊ですが、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活拠点を移した方を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱します。隊員は一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、P R等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活の支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。

現在総務省では、2026年度までに隊員を1万人に増やす目標が掲げられています。目標を達成するには、受入れ側の自治体と隊員の双方をサポートする体制の強化が必要です。

隊員は自治体ごとに募集する仕組みのため、ノウハウがない自治体は参入に二の足を踏んでいる場合があります、自治体が求める仕事を隊員にうまく伝えられず、任期途中で赴任地を離れる隊員もいます。

このような課題を解決するためには、自治体が地域おこし協力隊員としっかり関わり、連携・支援を行うことが大切であります。地域おこし協力隊を任命したら、後は全て任せ切りにするのではなく、隊員を細かくフォローしていく必要性があります。

地域おこし協力隊のメンバーは、その地域の初心者という場合がほとんどです。できる限り早く地域に慣れ、スムーズに活動を進められるよう、地域交流の機会をつくったり、隊員の相談に乗ったりと、自治体が地域と協力隊の橋渡しとしての役割を担うことが必要であります。隊員が直面しやすい問題点の解決ができれば、地域と隊員のつながりも深まり、任期満了後の定住や定住後の活動にもプラスに働きます。

地域おこし協力隊の任期満了後の定住者については、経費の支援などを行う地方自治体に対しては国から一部補助金が支払われ、自治体の予算と組み合わせれば、手厚い支援も可能です。

一方、隊員に対しては悩みや相談にきめ細かく対応する体制を拡充する必要があり、総務省は、協力隊に関わる全ての人がこれまでの経験などを全国レベルで共有できるよう、全国ネットワークプラットフォームが開設されています。

そこで、次の3点について伺います。

まず1つ目、これまでに本村で活動された地域おこし協力隊員は何名おられますか。そして、その中で村内に定住された方は何名おられるのでしょうか。

2つ目、協力隊員に関する助言等を行う地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の活用を考えておられますか。

3つ目、地域おこし協力隊員の定住を後押しするためには、地域プロジェクトマネージャーとの連携並びに支援等が重要になってくると考えられます。今後に向けた本村の取組について見解を伺います。

次に、スマホやタブレットのアプリケーションを活用した行政サービスについて伺います。

ここ最近のことではありますが、役場へ来庁することがなく、スマートフォンなどから住民票や印鑑登録証などの申請を行うことが可能なサービス、これを導入する自治体が増えてきています。

一例として、東京都渋谷区の例を紹介します。資料をつけておりますので、またご覧になってみてください。

この渋谷区では、窓口混雑の緩和や区民の利便性の向上、職員業務の効率化を目的に、LINEを用いた住民票等の各種証明書類等のオンライン申請サービスを開始するという発表がありました。

このLINEを用いたサービスでは、利用者はLINEの渋谷区公式アカウントのトーク画面上で申請内容を選択して、スマートフォンなどで撮影した身分証明書の写真と自分の顔を撮影した写真を添付し申請するというものであります。この申請を受け、区が発行した住民票等は郵送で自宅に届くという仕組みです。住民票のほかに課税証明書、所得証明書、納税証明書などが対象となっています。

本人確認は身分証明書の写真と自分の顔を撮影した写真をAIで確認するというものであり、職員にとっても本人確認の手間がかからない点が優れていると感じられます。

発行に係る手数料の支払いについては、申請時にアプリ専用の電子マネーで払うことができます。

また、このLINEを活用したサービスでは、各種書類の申請の受付だけでなく、妊娠面談等の予約や区が開催する各種講座の予約の申請の受付、道路や橋、公園の遊具などの破損、不具合などの通報や落書きなどの情報提供の受付までも行われています。

今後は、飼い犬の登録や鑑札の再交付、注射済票の交付・再交付の申請などにも対応するとのことでもあります。

このサービスは、アプリケーションからの申請なので、24時間どこでも申請が可能であることから、利用者の利便性向上に加え、住民の方が村役場に来庁されることによる密を避ける手段としても有効であります。

また、LINEなど既存のアプリケーションをベースにするだけでなく、村長も視察に行かれた茨城県八千代町などのように、自治体独自でアプリケーションを開発して行政サービスを展開されている自治体もあります。

そこで、今回紹介したような行政サービスアプリの導入の可能性について、当局の見解を伺います。

○議長（前原英石） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 4番田村議員の地域おこし協力隊についての質問にお答えします。

地域おこし協力隊は、2009年（平成21年）に国が創設した制度であり、令和5年度時点では約7,200人の隊員が全国の各自治体で活動しております。

富山県内は、今年の6月1日時点で50人が活動しているところ、舟橋村では、今年の7月1日に着任いただいた隊員が初めての地域おこし協力隊員となります。これまでの隊員、村内定住者は、いずれも0名となります。

続きまして、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の活用に関する質問にお答えします。

令和5年度から国は、地域おこし協力隊の活用を検討したいと考えている自治体に対して、地域おこし協力隊の知見やノウハウを有する専門家をアドバイザーとして派遣する地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業を開始しております。

舟橋村では今年度、サンフラワープロジェクトを中心として、舟橋村のDX、新たなふるさと納税返礼品の開発に当たって地域おこし協力隊を活用したところですが、今後新たに地域おこし協力隊を活用した取組を検討する際には、他の自治体における地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の活用事例なども参考にしたいと考えております。

続きまして、地域プロジェクトマネージャーに関する質問にお答えします。

地域プロジェクトマネージャーは、市町村が地域の重要プロジェクトを実施する際に、行政、民間事業者、外部の専門家等の関係者間の橋渡しをしながら現場責任者としてプロジェクトを推進する者であり、現在、富山県内では立山町で1名の方が活動しております。

また、国の調査結果によると、令和4年度までに任期が終了した地域おこし協力隊員の定住率は、全国平均で約64.9%、富山県は約66.1%となっております。

県が地域おこし協力隊員及び元隊員を対象に令和3年度に実施したアンケート調査によると、地域おこし協力隊員と地域住民との活動の共有や円滑な人的ネットワークの構築がその後の定住に結びついているとされています。

舟橋村としては、地域おこし協力隊員と職員との間で定期的にミーティングを開催し、活動方針や取組の進め方などに関する意見交換を緊密に行うとともに、隊員がサンフラワープロジェクト以外にも様々な地域のイベントに参加する機会を創出し、隊員と地域

住民の人的ネットワークの構築を支援することで、隊員が地域と関りながら積極的に活動できるように後押ししてまいりたいと考えております。

続きまして、アプリを活用した行政サービスについての質問にお答えします。

現在全国の自治体において行政サービスのデジタル化が進められているところですが、特にスマートフォン向けのアプリを導入・活用し、行政情報の配信や行政手続のオンライン申請・届出などをアプリで行えるようにしている自治体が増えております。

富山県内でも半数以上の自治体で、身近なアプリであるLINEの機能を拡張して、住民票や印鑑証明書等の申請、窓口相談の予約、防災・緊急情報のお知らせサービスなどが提供されておりますが、住民が利用できるサービスの種類は各自治体によってまちまちとなっております。

議員ご指摘のとおり、スマートフォン向けのアプリを活用した行政サービスのデジタル化は、利用者にとって、申請手続の負担軽減や24時間のサービス利用など、利便性の向上につながることを期待されます。

舟橋村としても、今年度から新たに導入した電子回覧板機能や災害時の安否確認機能、広報紙の配信機能などを備えたスマートフォン向けのアプリである「結ネット」の普及を推進し、行政サービスのデジタル化を進めるとともに、他の自治体におけるアプリを活用した行政サービスの導入事例なども情報収集していきたいと考えております。